

# ナキウサギ裁判は何をめざすか

「大雪山のナキウサギ裁判を支援する会」事務局

## 神原 昭子

かんばら・あきこ  
1942年、東京都に生まれる。  
中央大学法学部卒業。現在、  
日本消費者連盟運営委員。全  
リゾート・ゴルフ場問題有  
国連結会事務局。日本有機  
農業研究会北海道グループ  
運営委員

### 本文のねらい・要点

私たちが生きるためには、健全な自然が必要である。「ナキウサギ裁判」は、自然環境「生物多様性条約」を争点としたの日本で初めての裁判であり、この裁判を通じて、新たな環境放理の確立をめざすものである。

### 注目された裁判のスタート

一九九六年十一月二八日、「大雪山のナキウサギ裁判」がスタートした。

大雪山国立公園のナキウサギの最大の生息地と、日本最大の風穴地形に育まれた貴重で特殊な生態系を、リゾートのためのトンネル道路（土幌高原道路）で破壊させてはならない。世界に誇る生物多様性のお手本ともいえるべき大雪山の豊かな自然を、まだ見ぬ人や後世の人たちに、このままそとに残し、伝えたい。このように願って反対運動を続けてきた道内二十一人の原告団と、全国の五十四人の弁護士で結成された弁護士団が、道路を計画した知事を相手どり、土幌高原道路への一切の公金支出差し止めを求めた住民訴訟、「大雪山のナキウサギ裁判」の第一会口頭弁論が、札幌地方裁判所で行われた。

当日、裁判所の前では、「子供たちに残そう北海道の大自然」、「私たちの住家を奪わないで！ナキウサギ」などの横断幕を、土幌高原道路建設反対運動を長い間続けてきた自然保護団体のメンバーが掲げ、道行く人たちの注目を集めた。午後十二時五十分、原告側補佐人として証言するため

に来道された大石武一・元環境庁長官を囲んだ原告団と弁護士団が、ナキウサギのぬいぐるみを手にした正面玄関に到着し、マスコミのフラッシュを浴び

ながら入廷した。

傍聴席は、時間前から九十六名の定員をはるかに上回る一三〇名でぎっしり満員となり、「自然保護運動の天王山」として、全国からも注目されているこの裁判への関心の高さをうかがわせた。「傍聴は国民の権利」と頑張った弁護士団の熱意と裁判長の好意で、傍聴席に椅子が運び込まれ、原告席も、道内各地からかけつけた原告団と道外からも参集した弁護士団で椅子が足りず、被告席からも椅子が動員された。裁判は、原告席も傍聴席も身動きできぬほどの満員の中で起立ができず座ったままという異例の開廷となった。原告席の最前列には、「ナキウサギふあんくらぶ」がつくった九匹のぬいぐるみが並び、ナキウサギと大雪山の運命を決する歴史的な裁判の進行を見守った。

### 生物多様性条約を争点に

この裁判は、「生物多様性条約」を争点とする日本で初めての裁判である。

トンネル予定地一帯は、日本最大規模の風穴地帯であることが最近の調査によって確認された、学術的にも注目されている自然である。そこでは、ナキウサギやカラフルリジジミなどの氷河期の生き残りを含む多種多様な野生生物が生息し、風穴地形によって作られた植物の垂直分布の逆転現象がモザイク模様になり、極めて珍しい生態系が形成されている。

裁判では、このような、世界でも「ここにしかない」という貴重でユニークな生態系を破壊する土幌高原道路の建設は、日本が一九九三年に批准した生物多様性条約に違反する違法な事業であることを直接に問い、違法な道路建設への道費の支

出を差し止めることによって、計画を中止させようというものである。この条約は、「種・生態系・遺伝子の多様性を含む生物の多様性の保護か、人類の緊急かつ重大な課題であり、これを保護することが行政の義務である」ということを明らかにした条約である。

この条約を、自然を保護するための最も重要な法としてとらえ、今回の裁判の拠り所とした弁論団長の市川守弘弁護士は、その理由を口頭弁論の中で次のように述べている。「自然を保護すること、つまり種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性をそのまま保護することは、本質的に人間を保護すること」であり、「ヒトという生物は自然の中で生まれ発展してきました。人間も自然の一部であり生態系の一員にすぎず、多様な生態系の中で他の生物とともに進化の途上にいるにすぎません。したがって自然を失うことは、人間の生存の基盤を失うことです。」「私たち人間が受ける水や空気や食べ物やその他無限の利益は、無限の種、遺伝子、多様な生態系から享受できるもの」であり、「今や生物多様性を保護することは、市民の命を守るために行政に課せられた重大な義務であり、これに反する自然破壊は違法と断じなければならぬ」と明言した。

当日の口頭弁論で、原告側の補佐人として意見陳述を行った大石武一氏は、初代環境庁長官として、日本の環境行政史上、画期的な決断といわれる尾瀬の県道計画を撤回させ、水保病を認定したときの基本理念は、「すべての命あるものを大切に」というヒューマニズムの思想であり、「自然環境を守ることが人間の命を守る上で最も大事なことのひとつであるということ」を役人に認識させ

たかった」と述べた。その上で、大石氏は「土幌高原道路は、まちがいなく観光道路で、観光道路は一本あればいいのです。貴重な資源である風穴地帯をつぶし、自然を破壊してまで二本目の道路を作る意味は何もありません。これは非常な無駄づかいで、国民に対する冒瀆とさえ思えます。」と建設の中止を訴えた。日本の環境行政は、生物多様性条約を先取りした一人の政治家の卓見に基づいてスタートしていたことを再認識した瞬間であった。

この裁判で原告団長をつとめる八木健三氏は、口頭弁論の中で、北海道自然保護協会の会長など三〇年余にわたる自然保護運動の経験から、トップにある政治家の自然観が、環境行政にいかにか大きな影響を与えたかを明らかにした。そして、「今日、土幌高原道路問題が最悪の事態に陥った原因の半ばは、横路前知事の環境保全意識の低さと、公約を守る信義の欠如にある」と断罪し、堀現知事に、土幌高原道路計画の中止を直ちに決定し、「過ちの多かった横路道政と完全に決別」するようにと強く要請した。

#### 新たな環境法理の確立を

この裁判は、直接的には土幌高原道路という大雪山国立公園に計画されたトンネル道路の是非を争うものであるが、その結果は、日本の自然公園行政全体に大きな影響を与えるはずである。日本環境法律家連盟の副代表でもある長野県の中島嘉尚弁護士は、口頭弁論の中で、かつて大雪縦貫道と土幌高原道路が凍結されたときに、長野県美ヶ原高原ビーナスラインも凍結され、今回、土幌高原道路がトンネル計画として復活したほぼ同じ時

期に、ビーナスラインもトンネル計画で復活したことを紹介し、「他人事では済ませられない」と、この裁判の動向が他の自然公園に与える影響を示唆した。そのほかにも、石川県白山の白山国立公園の「緑のダイヤモンド計画」、東京都の高尾山国定公園などでトンネル計画がもちあがり、かけがえない自然の破壊を危惧する反対運動が各地で起きている。

いずれの地域においても、環境庁は、「トンネルなので自然への影響は少ない」という結論を導き出し、自然公園の利用に道を開こうとしていく気配である。一九八七年のリゾート法成立以後、環境庁は「自然公園の保護と利用」という名目で、各地の自然公園にビジターセンターや野鳥の森公園、観光道路などの建設を積極的に計画し、リゾート計画などの開発事業に対しては、従来の保護重視から利用の促進をはかる事業官庁に変容していることが、各地から報告されている。

環境庁は、一九九五年に「生物多様性国家戦略」を制定した。これは、生物多様性条約を批准した日本が、多種多様な野生生物が構成する生態系を守るために国としての方向性を示すという画期的なものであった。しかし、その内容は、種・生態系・遺伝子を保護するための具体的な方策はもとより、生態系を開発から守るための国の基本理念すら明確ではなかった。

その同じ年に、環境庁の自然環境保全審議会は、全線トンネル案として復活した土幌高原道路予定地の現地調査を行い、ゴーサインを出した。日本の自然公園の中で、最も原生の自然環境が残されている大雪山のユニークな生態系を破壊する恐れのある計画を、通りいっぺんの現地調査とヒアリ

ングを行っただけで容認したのである。その一方で、生態系を保全するための国家戦略を作文するという環境庁の矛盾した姿勢は、この裁判の中でも問われ、審議会の審議内容の公開などが求められていくであろう。

この裁判を、日本における自然環境裁判の新たな出発として位置づける日本環境法律家連盟は、多くの弁護士が代理人として参加し、「総力をあげてこの裁判を闘う決意」が裁判の中で表明された。

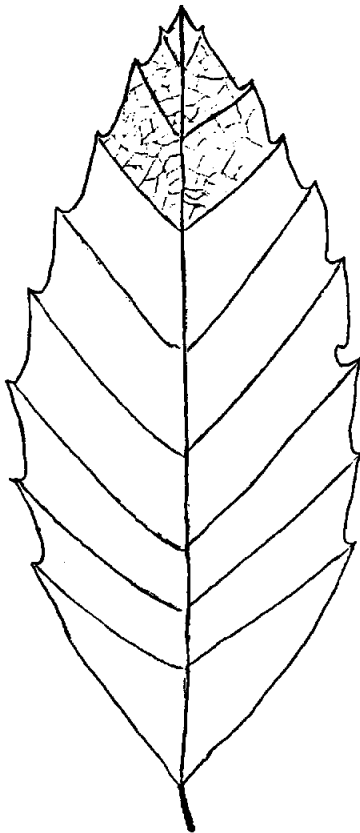
連盟の代表である岐阜県の野呂汎弁護士は、公害訴訟等の裁判に関与した三〇年の経験から、この裁判を通じて新たな環境法理を確立したいという意見陳述を行った。かつての公害裁判では、全国で多発した公害による被害者の早期救済と、公害の全面的な解決を求めた当時の世論に対し、司法が正しく応えた結果、新しい法理的理論が次々と編み出されていった。

同様に、今回の裁判では、地球が存亡の危機に瀕している時代の自然環境を保全するために、生物多様性条約、環境基本法、種の保存法等の新たな価値認識で環境を破壊する行為を差し止め、生態系や種の多様性を優先させるなどの法理論を確立することが、この裁判に課せられた重要な役割であり、裁判が時代の要請に正しく応えることへの期待を強く表明した。

### ナキウサギ裁判は何をめざすか

この裁判は「大雪山のナキウサギ裁判」と名付けてはいるが、貴重な生物としてのナキウサギだけを保護しようとするものではない。土の中の菌類や微生物から、鳥も動物も、花も木も虫も、そ

して私たち人間も、同じ自然に育まれた仲間としてのすべての種と、その地域の環境を作る気候や地質、地形などをひとつながりの生態系としてとらえ、その生態系そのものを保全しようとするものである。ただ、トンネル予定地の生態系の中で、周辺の環境変化の影響を一番強く受けるのは、氷河期の生き残りであるナキウサギであるそのため、この生態系の象徴としてナキウサギをとりあげた。しかし、この裁判は、ナキウサギという小さな動物を原告とする「自然の権利」裁判ではない。ナキウサギが住み、風穴地形が広がる貴重な自然までをも開発しつくし、コガネを追いかけた人間と、豊かな自然環境を守り、地に足をつけて暮らしたい人間とが争う、人間同志の裁判である。裁判が、常識をもって判断され、地球環境時代にふさわしい歴史的な判決が導き出されるよう祈りたい。



〈報告集会で質問に答える大石武一氏〉  
写真 二井田高敏